

令和2年度版

受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付金のご案内

申込み締切日を
必ず窓口にご確認ください！

※最終締切日を過ぎた
申込みは受け付けられ
ません。

1 概要

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金は、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子供への支援を目的とした貸付金です。

<貸付金の種類>

○学習塾等受講料貸付金

入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用を貸付けます（家庭教師は対象外）。通信講座の対象は添削を伴うものに限られますので、窓口にご確認ください。

○受験料貸付金

高等学校（特別支援学校高等部・高等専門学校を含む）および大学（短期大学・専修学校・専門職大学・各種学校を含む）の受験料を貸付けます。

※貸付対象となる学習塾等、学校（進学希望先含む）には要件があります。

※一人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。ただし、高校入学、大学入学に向けてそれぞれの該当年度内で貸付要件に該当する場合は借入申込みは可能です。

2 申込対象要件

次の(1)～(7)全てに該当し、区市町村窓口において貸付要件に該当すると判断される方。

- (1) 世帯の生計中心者（20歳以上）であること
- (2) 世帯収入（父母等養育者）の総収入または合計所得金額を合算した金額が一定の基準以下であること
給与収入と年金収入のみの場合は下記の **表①** に基づき、総収入が基準額以下であること、事業所得や雑所得等がある場合は下記の **表②** に基づき、合計所得金額が基準額以下であれば対象になります。

収入要件は、最新の特別区市町村民税・都民税の課税証明書（以下、課税証明書）で確認をします。ただし、最新の課税証明書が発行される前の4～5月の借入申込みは、前年度の課税証明書で確認した後、あらためて最新の課税証明書で確認をします。

表① 総収入／給与収入と年金収入（年間）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般	1,797,000円	2,717,000円	3,343,000円	3,864,000円	4,415,000円	4,983,000円
ひとり親	1,797,000円	3,018,000円	3,788,000円	4,415,000円	4,832,000円	5,412,000円

表② 合計所得金額／事業所得等（年間）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般	1,078,000円	1,722,000円	2,160,000円	2,551,000円	2,992,000円	3,446,000円
ひとり親	1,078,000円	1,933,000円	2,850,000円	2,992,000円	3,325,000円	3,789,000円

※世帯人数とは、父母等養育者と要支援者（貸付の利用対象の子供）に加え、令和2年4月1日時点18歳未満（借入申込書提出時に就労中・無職の場合は除く。ただし、未就学児は除かない）の子供と、18歳以上の就学中（翌年度就学を予定していることが確認できる浪人生を含む）の子供の人数を指します。

また、傷病や障害の理由により就学・就労が引き続き困難である子供は状況を確認したうえで、世帯人数に含む場合がありますので、詳しくは区市町村窓口にご確認ください。

※賃貸物件に居住の場合は、年額84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から控除できる場合があります（営業所得など、給与、年金収入以外の所得がある場合は、家賃減額はできません）。

- (3) 世帯員の預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- (4) 世帯員が土地・建物を所有していないこと（現在居住している、または生計を維持するために必要とされる田畑等の所有は収入要件内に限り、対象となる場合があります。その場合、当該年度の課税証明書で不動産所得等を確認できることが前提です。併せて賃貸借契約書等により、みこまれる年間の不動産収入額を窓口で確認します）
- (5) 生計中心者および要支援者は都内に引き続き1年以上在住（住民登録）し、住民票地に居住していること（ただし、要支援者については一部例外があります）
- (6) 生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと

※上記の要件を確認するため、課税証明書や住民票、預金通帳などの必要書類を提出（あるいは提示）していただきます。詳しくは、お住まいの区市町村窓口にお問い合わせください。

※借入申込書提出までに、借入申込者自身が窓口に来所することが必要です。

3 貸付条件

次の条件をすべて満たした上、貸付審査により返済の見込みがあると判断された方に貸付けを行います。

- (1) 下記の要件を満たす子供を養育していること
- (2) 同一世帯ではない連帯保証人（1名）が確保できること（※）
- (3) やむを得ず連帯保証人を準備できない場合には、要支援者を連帯借受人として設定することが可能。ただし条件がありますので、必ず事前に窓口までご相談ください
- (4) 世帯員が他の公的資金（本資金を含む）の借受人や連帯保証人の場合、債務の滞納がないこと

※ただし、今年度申請時点で受験生チャレンジ支援貸付（チャレンジ支援貸付（～平成22年度）を含む）の連帯保証人になっている方は受験生チャレンジ支援貸付金を利用することはできません。

▶外国籍の方には、在留資格等別途要件がありますので、詳しくは区市町村窓口にご確認ください。

<子供の要件>

- (1) 都内に引き続き1年以上在住していること（住民登録のみで、実質的には居住していない場合は対象外）
- (2) 借入申込者と要支援者は原則として同居する同一世帯であること
- (3) 申込日の年度始め（4月1日）に20歳未満であること
- (4) 中学3年生、高校3年生またはこれに準じる者（高校・大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生、編入希望者等）であること

<連帯保証人の要件>

- (1) 借入申込者と同一世帯ではなく、かつ申込み時に20歳以上であること
- (2) 収入状況が本事業の収入要件を超えていること（連帯保証人の世帯人数は、本人に加えて同一世帯における配偶者（就労している場合、年金収入がある場合は除く）と、未就学児と就学中の子供のみの人数を指します）
- (3) 住民登録地に居住し、印鑑登録証明書の提出が可能なこと。また、転送不要郵便の受け取りが可能なこと（居住確認のため）
- (4) 今年度申請時点で受験生チャレンジ支援貸付（チャレンジ支援貸付（～平成22年度）を含む）の借受人や連帯保証人になっていないこと（一部例外あり）
- (5) 世帯員が既に他の公的資金の借受人や連帯保証人の場合、債務の滞納がないこと
- (6) 本貸付金の連帯保証人になっている方は、本貸付金を利用することはできません
- (7) 生活保護受給者は連帯保証人になることはできません

▶外国籍の方には、在留資格等別途要件がありますので、詳しくは区市町村窓口にご確認ください。

<連帯借受人について>

連帯保証人の設定がむずかしい場合は、要支援者が連帯借受人に設定することができます。ただし条件がありますので、必ず事前に窓口にご相談ください

※連帯保証人または連帯借受人には、窓口より直接意思確認の連絡を行います。

4 貸付資金の内容

学習塾等受講料貸付金

<貸付限度額>

- ・中学3年生とそれに準ずるもの 200,000円
- ・高校3年生とそれに準ずるもの 200,000円

<貸付の範囲>

要支援者が対象年度の4月から受験までの間に必要な学習塾等（※1）の費用。対象になる学校（※2）の受験に必要な費用が対象です。

受験料貸付金

<貸付限度額>

- ・中学3年生とそれに準ずるもの 27,400円（上限）
 - ・高校3年生とそれに準ずるもの 80,000円（上限）
- ※1人の子供に対して、借入申込みは1回のみ（手数料は対象外）

<貸付の範囲>

- 対象になる学校（※2）の受験料
- ・中学3年生とそれに準ずるもの
1度の貸付けで4回（校）分の受験料まで貸付可
1回あたりの受験料上限は23,000円まで
※受験の機会を1回とします。
 - ・高校3年生とそれに準ずるもの
回数や1回あたりの上限の定めはありません。

両貸付金共通

<貸付利率>

無利子

<連帯保証人>

1名必要（両資金を利用する場合は同一の連帯保証人でも可）
連帯保証人を設定するのが難しい場合は、要支援者を連帯借受人に設定することができます。

<据置期間>

原則として、貸付を行った年度末の翌日から6か月以内

<返済（償還）期間>

据置期間経過後5年以内

<その他>

借入申込み額は百円単位（端数が生じる場合は切り捨て）になります。
領収書等（子供の名前、塾名（印）、受講年月、または受験学校名、金額、支払日、内訳明細等が記載されたもの）の提出が、必要になります（領収書は原則として原本確認）。その際、本貸付様式の納入証明書（塾代用）をご利用ください。様式は区市町村窓口でお受取りください。
目的が同じ他の公的制度を利用の場合、その制度での額以上に資金が必要な場合に限り、その差額の申込ができます。
島嶼在住の方には、交通費および宿泊費の貸付も行います。

※1 学習塾等の要件

- ・児童、生徒または学生を対象とし、有償で学力の教授を直接行うもの（通信講座は添削が伴うものに限る）
- ・一定期間以上運営を継続していること
- ・家庭教師は対象外

※2 学校の要件

学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校、専門職大学、各種学校（同法第1条、第124条、第134条）（上記以外でも一部対象となる場合があります）
※中学3年生の場合は、専修学校、各種学校は貸付対象になりません（一部例外あり）

5 貸付に必要な書類

借入申込みには、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用要件を確認する書類以外に、以下の書類が必要です（書類により、区市町村窓口で原本確認し写しをとらせていただきます）。その他にも書類の提出が必要な場合があります。

本事業は個人番号利用事務ではないことから、個人番号（マイナンバー）が記載された状態での書類を提出しないようにしてください。

<共通書類>

○借入申込書

○身分証明書

（免許証、写真付き住基カード、健康保険証、個人番号カード（マイナンバーは伏せてご提示ください。なお、通知カードは身分証明書にはなりません）等）

○子供の在学証明書または学生証（卒業証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書等）

○住民票

▶発行から3か月以内。世帯全員、続柄が記載されているもの。また、都内に引き続き1年以上在住が確認できるもの（個人番号は記載しない）

○通帳等

○借入申込者等（父母等養育者）の課税証明書

▶最新のもの。課税所得額、総収入額、合計所得金額、所得控除額、扶養親族の状況等控除の内容が記載されている課税証明書

○借入申込者、連帯保証人および連帯借受人をたてる場合には法定代理人（親権者含む）の印鑑登録証明書

▶貸付決定後、借用書提出時に発行から3か月以内のもの

※ひとり親であることの確認

ひとり親の行政サービスの利用が確認できる書類、または遺族年金証書

（ひとり親家庭等医療費の助成（マル親）の医療証、児童扶養手当、児童育成手当（育成手当）の受給状況等の書類などにより確認）

<学習塾等受講料貸付金 個別必要書類>

○塾等のパンフレット・申込書など

▶塾等の名称、開講年数、講座名および費用等が明記されたもの
様式「学習塾等受講予定表」をご利用ください

<受験料貸付金 個別必要書類>

○入試要項（募集要項）等

▶学校名、学部名、受験日、受験料が明記されたもので、学校が発行した冊子や学校のホームページからダウンロードしたもの

<資金使途明記の書類>

○領収書等

▶受験生チャレンジ支援貸付事業で扱える領収書等は、子供の名前、塾名（印）、受講年月、または受験学校名、金額、支払日、内訳明細等が記載されたもの

※領収書等で上記内容が確認できない場合、様式「納入証明書」をご利用ください

領収書の提出は、貸付決定・資金交付後でも構いません

（口座引落しやクレジットカード払いの明細書等は本事業では領収書として、取り扱うことはできません）

※領収書等の提出や未使用分の返金の一部でも確認できない場合、貸付額の全額を一括で返金いただくことになります。

6 貸付のながれ

それぞれの資金について、区市町村の窓口でご相談・お申込みください。

1) 相談：貸付要件等の確認を行いますので、区市町村窓口へご相談ください。



2) 準備：必要な書類をご用意の上、借入申込書に記入（連帯保証人・連帯借受人を含む）します。状況によっては追加で書類の提出が必要な場合があります。



3) 提出：申込み関係書類を区市町村窓口に出します。



4) 審査：東京都社会福祉協議会で審査を行ないます。審査の結果により貸付けできない場合もあります。



5) 通知：東京都社会福祉協議会より借入申込者と、連帯保証人または連帯借受人の自宅宛に貸付決定通知（借受人には借用書を含む）を送付いたします。（※A）

※借入申込書提出から貸付決定までに（書類の不備等がなくても）2～3週間程度の期間が必要です。



6) 借用書作成：借用書に、借受人と、連帯保証人または連帯借受人等が自筆署名・押印（実印）（連帯借受人は認印で可）し、必要書類とともに区市町村窓口に出します。（※B）



7) 送金：貸付金を借受人本人口座あてに送金します。

*借用書提出から資金交付までには、2週間程度（借用書等に不備がない場合）の期間が必要になりますので、ご了承ください（借用書の提出がなければ資金交付はされません）。



8) 領収書の提出：資金の使途を明記した書類（領収書等）を、区市町村窓口に出します。



9) 償還開始：貸付を行なった年度末から据置期間（6か月）の後、返済を開始します。



9) 免除申請：対象の学校に入学した場合は、必要な書類を区市町村の窓口に出します。



10) 償還完了：返済が完了すると、借用書を返送します。



10) 免除承認：審査の後、返済が免除されます。（※C）

※A 貸付決定通知は、居住確認のため転送不要郵便でそれぞれの貸付金（債権）ごとに出送されます。到着の確認ができない場合は、資金交付はされません。

※B 印鑑登録証明書は、原則として借用書（債権）ごとに出送します。ただし、学習塾等受講料と受験料の借用書を同時に提出した場合、印鑑登録証明書（原本）の添付は1部でも構いません。

※C 償還免除については、「8 返済（償還）免除の申請について」をご覧ください。

【申込期間】

借入申込みの期間は、要支援者が貸付けの対象となる年度の4月1日から翌年1～2月中旬頃までです。相談、書類提出の最終締切日は各窓口で異なりますので、詳しくは区市町村窓口にて早めに確認ください。

7 返済について

(1) 貸付金は、無利子です。ただし、期限を過ぎても借用書で約束した返済が完了しない場合、残元金に対して延滞利子が発生します（年利5.0%。なお民法改正に伴い2020年4月以降3.0%に変更予定）。

(2) 返済方法

①借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です（端数は最終回に上乗せ・返済回数は60回が上限）。

②返済は、原則として金融機関からの口座引落としです（債権ごとに引き落とし）。

※虚偽の申請、不正な手段による貸付金の受領、資金使途の変更、他の事由に流用した場合、またはこの事業の目的を達成する見込みがないと認められる場合には、直ちに資金全額を返還していただきます。

8 返済（償還）免除の申請について

貸付対象である学校（前頁※2）へ入学した場合、免除申請書の提出を行うことにより返済を免除（償還免除）します。

申請には、入学した高校・大学等の在学証明書等の提出が必要です。

また、その他にも償還免除の適格要件（収入要件の再確認等あり）に該当する場合、審査により返済が免除される場合がありますので、詳しくは区市町村窓口にお問い合わせください。

※償還免除には、借入資金の使用使途の確認できる書類（様式「納入証明書」、領収書等）の提出が必要です。納入証明書等の提出がなければ償還免除にはなりません。なお、資金を一部使用しなかった場合等、納入証明書等の未提出分については、一括での返金が必要です。

※申請期日を過ぎた場合は償還免除ができなくなりますので、ご注意ください。

※返済が免除が決定の場合、免除された金額分は一時所得となりますので、必要に応じて確定申告等の手続きを行ってください。

この貸付金は、東京都の定める「受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱」により、東京都社会福祉協議会が実施しています。

ご利用に際して得た個人情報、「東京都社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき取り扱います。
(社会福祉法人東京都社会福祉協議会 〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 tel 03-3268-7189)

■ご相談・申込窓口

最終締切日：令和3年 月 日

※最終の締切日は各窓口で異なりますので必ず確認の上、ご記入ください。